

安 心 訣

一名飯依三密訣

全

特36

54

019315-000-0

特36-54

安心訣

西有 惠觀／編

M26.2

ABG-0001



有安老人口述

空心訣

一名飯依三塞訣

全

東京 鴻盟社發兌

安心訣自序



嚴主之門無愧虜。慈母之下有敗兒。嚴而得上士一人乎。慈而得下士百人乎。勇士百人不敵上士一人。則何用之爲。雖然上士難得。下士易得。古今通患。予雖不愛憐虜敗兒。不忍見迷。安心歸着之下士。故忘謫劣。發下化之心。欲以易行道廣化導深。參宗祖之意。是所以有

此著也。後日若至易行道之弘盛而見性道之衰頽，則如敗兒之罪歸慈母。易行道之罪歸我乎。嗟呼。化度亦時也。隨獄亦時也。予豈可不甘受之也哉。

明治乙丑晚秋

有安老人識

安心訣 一名飯依三審訣

吾宗^{りきゅう}隨徒^つの僧侶^{そうりよ}信徒^{しんりゆ}、安心^{あんじん}の教導^{きょうどう}に方向^{こうりょう}を失^{うしな}する者^{もの}多^{多く}是^れ何^なんが故^{ゆゑ}ぞ、自ら安心せざる^が故^{ゆゑ}也、自ら安心^{せざる}ものハ何^なん^が故^{ゆゑ}ぞ、自ら佛法^{ぶつが}を信^しずる^の淺^まきものハ何^なが故^{ゆゑ}ぞ、是^れ吾宗祖^{りきゅうそ}の道^{みち}ふ^まる^ごとの疎^そふ^るう^ご故^{ゆゑ}也、吾宗祖^{りきゅうそ}の道^{みち}に參^まむる^るの疎^そあるハ何^なん^が故^{ゆゑ}ぞ、是^れ他^{ほか}ふ^し、近頃^{ごろ}よ^う至^つて行解^{ぎょうげ}一致^{いちしゆ}、眞實^{しんじやく}の正師^{まじし}稀^{まれ}ふ^しして、行解^{ぎょうげ}相應^{あいきよう}せざ

る邪師の之多きが故ニ、參學隨徒のものも亦真實參學の志を起さば、偶々其行を信ずるも其解を疑ひ、其解を信するも其行を疑ふ、半信半疑ふして修行徹底せむ、故に師家面前よ於て、拋身捨命の活機輪を轉ぜることあり、拋身捨命の轉機ふきが故ニ身心脱落せば、身心脱落せざる故ニ、脱落の身心現前せず、脱落の身心現前せざる故ニ、凡情斷ぜず、凡情斷せざる故ニ、經論義解、古則拈提之ふ是れ妄想分別の文飾のみあり、退て一方よ住まるの日、圓光返照之力之みて元の半信半疑よ薩^サトナリ、其半信半疑ふして縁起

裡^ノは彷徨^{ハシラフ}するものの尤も多^ク、其已れ半信半疑ふして、或ハ戒師とあり、或ハ布教師と成るあらば、何よ依て^ク他の疑團を破り、安心決定せしもるとを得んや、余深く之を憂ふると久^ヒ矣、吾宗參學の衲子、投材転處の一着を欠くも、皈依三寶の一念を確定^{スル}て、身口意業の戒を持ちるときハ、人天の導師たるよ足れり、金言已^モ証あり、佛示周利盤特曰く守^ム口攝^{ハシラフ}意身莫犯^{ハシラフ}、如是行者得度^セ世と、正山和尚示人云く、三學の中、惠見味聞^{ハシラフ}も、深く慚愧^{ハシラフ}を知て、定を修^ム、戒を持ちるときハ、佛子たるに耻ぢ步と、是れ佛意と異ひるとなし、余已^モ

憂之久しよりて、容易に筆を操らざるもの、何ぞや。今世文明日進、學事隆盛みじて、隨て人我慢心の多き、諸説雜論、稻麻竹葦の如く起る時より當り、我れ其學徳あく、又一宗は頒布して、規則と成さしむるの位置はあらざるを以て、漫りふ筆を勞して却て他の誹を招くのみ、決して行ひよとを得ず、故に口を減んて敢て發せば、唯我平生教導するふ於て、私うふ心を用ゐるのみ、然る余今年七十、殘喘且夕に迫る故に懲覗忘醜、我多年心を用る所のもの、十條を記して二三の徒に示す、此を以て是ともると勿く、深く宗祖の道は

參ト、高く佛意を究め接衆以人よ遇ちるからんと
と望むのを

第一條 此の婆婆は生れ難受此の人身を受けける
ハ、實は我等の幸福也、此幸福を得て安心せざして死
きるもの、禽獸と何ぞ擇ばんや、安心を得ると實は
易し、唯是れ吾身心を抛捨するのみ、抛捨するや又難
きふあらば、深く三寶を信して、確乎として一念皈依
するのみ、之を翻邪反正の三皈と云て、是れ參學人の
轉材投入と異あるとなし、此三皈授與の法を行ふよ
於て、通授別授の口授あり導師たるもの知らずんば

ある可らば、一念皈依をるとまゝ、身心佛法と成り了する、之を身心拠捨と云ふ。我等此の身に佛法とあるとき、國土ハ淨土とあり、行ハ佛行となり、活生産業ミな實相の門となるあり、是即ち即身成佛婆婆即淨土であらぢうと何ぞや、然い則ち信心決定して、南無皈依佛と一聲唱る處よ、佛体具足すると決定をへし、合掌唱名の形ハ直ニ佛行なる故よ、生々死々身ハ是れ佛子、十方世界到處ハ、是れ淨土ありと信じて決して疑ひざるべし、信心決定して一聲唱る處よ、業障懺悔の意も上求下化の菩提心も、含攝して餘蘊なけれバ、

只ご一心不亂は我を怠れて、南無皈依三寶と唱ると要あるのみ、信ハ道元功德の母なり、此の信の一字より入るべし、梵網經曰、大衆心ニ諦ニ信ぜよ汝ハ是當成の佛あり、我ハ是已成の佛ありと常ニ作如是信、戒品已ニ具足もとは是也、然るふ信徒を接するに於て二門を分つべし「ハ學事歸依の徒となし」ハ三寶皈依の徒と爲む、學事皈依の徒ハ坐觀究理を專とし、三寶皈依の徒ハ安心起行を專とせべし、今安心起行の徒を攝まるを以て宗とし、坐觀究理の徒ハ師家の家風よ依て接得區々たるを以て茲ニ論ぜば

第二條 成仏安心の後、唯是れ報謝の一念のみ、其報謝の一念を忘れざるが爲より、常に三皈戒を唱ふべし。其三皈戒を三塞と云ひ、其三塞中の一塞より、自ら三塞を具する的道理あるを以て、唯南無皈依佛と云も亦妨げあり、又一佛より諸佛を具するを以て、南無釋迦牟尼佛、南無阿彌陀佛或は常より信する處の佛菩薩の名号を稱すると妨げなし」と虽も、我宗祖の示を所より流れバ、從今身至佛身、南無皈依法、南無皈依僧と唱ふるよ如くとなし、縱ひ人々常より信ずる處の佛菩薩の名号を稱するも、又經陀羅尼を誦するも、先づ正より三皈戒を唱て、而して後より餘の佛菩薩の名号を唱ふ、又經陀羅尼を誦ることを本戒とに、一心決定の信者ハ、唯三皈戒の三を三遍、十遍、百遍、千遍乃至數千遍より至るも、根氣より應じて唱ふべし、敢て經陀羅尼を誦むるよ及ばば、吾宗祖正法眼藏道心の卷より曰く、またこの生のをけるときは、ふたつの、まなこ、たちまちに、くらくなるべし、そのときを、すでに生のをはりとて、はけみて、南無皈依佛と、とふへたてまつるべし、このとき、十方の諸佛あはれを、たれさせたまふ縁ありて、悪趣よをもむくべきつみか、転して天上

ようまれ佛前ようまれて佛を、をがみたてまつり、佛のとかせたまゝ、のうをきくなり、眼のまへよ、やみのきたらんよりの、のちハ、たゆまばけみて三皈依をとなく、たてまつること、中有までも後生までも、をこたるべからず、かくのごとくして生々世々を、つぐにて、となへたてまつるべー、佛果菩提よいたらんまでも、をこたらざるべー、これを、ふうく法をさともりよ、佛道の身よ、そなはるくいづなり、さらよことわゆひをすくべざらんと、ねがふべーと、此三皈戒を唱ふと

きハ必地獄よ薩せば、永く惡道を離れて、終よ佛身
ヌ至るべー、可信可信矣

第三條 佛已よ成佛のとき、我等を以て、皆是吾子の
佛子となし、又有情非情、同時成道、草木國土、悉皆成佛、
の證明あり、何の疑ふ所ウ之れあらんや、唯是れ邪師
よ惑ハされ、無明よ醉ひて、安心決定せざるのみ、宗祖
曰四土よ具ハる我等と、是れ佛の四淨土の外よ行く
可き路なきとを決心をべー、難有御言なり、身心よ銘
トて忘るゝと勿れ

第四條 身心拠捨ー一死再活、信心決定して、法界を

一觀せよ、我等各々平生の爲を所ハ、みな是れ四恩^カと報^カむるの行作^カあり、報^カ國恩、父母恩、小報^カ、三寶^カの報^カト衆生^カも報^カむるの行業^カはあらざるとなし、一念佛法^カと飯^カせざるときハ、坐禪^カ、誦經^カ、禮拜^カ、供^カ、糴^カ、稱名^カよ至るまで、皆是れ俗事^カ世間有爲^カの行作^カ不^トして、無明執着^カを長^カざるのミ、解脱^カの道^カは於てハ遠^カ、遠^カし、身心拋捨^カ、一死再活、信心決定の後ハ、事々本源^カは達^カし、物々解脱^カの法門とある、勿疑^カ、々々若^カ、一旦決定^カするも、無明^カは障^カへられて疑念^カ起^カるときハ、直^カよニ塞^カを念^カべ^ト、正念自ら起^カらん、妄想煩惱^カ起^カるときも亦復如是、山僧も壯年^カのときより於て、屢々此憂ひありき邪師^カは參^カするハ參せざるふハ如何^カ、我元と未熟^カと虽^カも、一分の安心を得たり敢^カて人を誰^カかさば乞ふ察^カ之

第五條 安心の二字、吾宗^カは於てハ、二祖^カ不可得^カの詰^カを本ともべ^ト、五燈會元^カは曰^カ、卷^一、六十丁、有僧神光者、曠達^カ之士也、久居伊洛^カ、博覽群書^カ、善談玄理^カ、每歎云、孔老之教、禮術風規^カ、莊易之書^カ、未盡妙理^カ、近聞達摩大士^カ、住止少林^カ、至人不遙^カ、當造^カ玄境^カ、乃^カ往彼晨夕參承^カ、祖常端坐面壁^カ、莫聞誨勵^カ、光自^カ惟^カ曰^カ、昔人求道^カ、敲骨取髓^カ、刺血濟饑^カ、布髮掩泥^カ、投崖銅虎^カ、古尚若此、我又何人^カ、其年十二月九日、夜、天大

雨雪、光堅立不動、逕明積雪過膝、祖憫問曰、汝之立雪中
當求何事、光悲淚曰、惟願和尚慈悲開甘露門、廣度群品、
祖曰、諸佛無上妙道、曠劫精進難行能行、非忍而忍、豈以
小德小智輕心慢心、欲冀真乘徒勞勤苦、先聞祖誨、勵潛
取利刀自斷左臂、置于祖前、祖是知法器乃曰、諸佛最初
求道爲法忘身、汝今斷臂吾前求亦可也、祖遂因與易名
曰慧可、可曰、諸佛法印可得聞乎、祖曰、諸佛法印匪從人
得可、曰、我心未寧乞師與安、祖曰、將心來與汝安心可、良
久曰、覓心了不可得、祖曰、我與汝安心竟、一祖安心拋捨
身心時也、盡天盡地、十方世界、一聲吐露、不可得と云ふ、

是即脫體現成、本來の面目現前の時節也、娑婆即淨土、
身心即成佛、更^ニ餘蘊^ヲなし、故^ニ初祖證明^シて曰く、我
與汝安心竟^ハと、然^ニ唯文字の解を爲すものハ、不可
得を以て啻^ム空無の思をなほ、可^ハ愍々々不足掛齒牙
矣

第六條 他土の往生、他力成佛を勧むるものハ、吾宗
の本意^ニあらずさる如し、彼の學道用心集^ニ云ハざ
や、或教人願他土之往生惑亂起于此邪念職于此又云、
好道之士ハ莫志易行若求易行定不達實地必不到寶
所者歟と然れ共吾宗祖意敢て他力往生の淨土門を

謗るふ了らむ、宗旨相承の者あらざれば知るべう
らば、縱ひ他土の往生、他力成佛の教も信心起らざる
ものハ、尚疑て決定せば、古人云く他力稱名も難信の
法ありと、佛縁の薄きものハ、自力他力共ニ疑ふ、是れ
難化の衆生あり、佛出世するも如何んとも、尔たし、
如是の衆生ハ、唯佛縁を結びて遼く入道を期するよ
う外ならずベー可憐哉

第七條 己よ是れ佛子あり、須く佛心を發キベー、佛
心とハ何ぞや、上求下化の菩提心是なり、己よ、菩提心
を發セば、須く佛行を行ギベー、佛行とハ何んぞヤ、身

口意清淨ヲトテ十善業道を行ギベー、苟も三業清淨
あれバ、生トシム安心、死トシム安心、寢トシム安心、起て
も安心ナリ、而して自ら他を化キルの功德あり、此の
安心の法を捨て、五欲六塵より走り、破戒無漸放逸無
愧なるものハ、實よ夏蟲の燈火より投するべ如し、菩薩
日々は涙を灑ぐ所以ある哉

第八條 宗祖曰く、悟りと云ふハ自己を悟るなり、自
己を悟ると云ふハ、自己を忘ざるなりと、是れ自己を
忘ちるべハ、心身拠捨の謂ひなり、苟も自己を忘せざ
れハ、他力往生の一念が決定する能ハ、我を忘れ

て稱名もとまきハ、我れ彌陀となり、彌陀我とある、彌陀と我と一体無二不して、彌陀と我と共に解脱し、直下よ往生をべし、何ぞ、淨土娑婆の隔てあらんや、法界一如、生佛不二なり若し此の意を會せバ、自力他力の論自ら盡きん、實より是れ十万億土去此不遠あり、唯ど其宗旨の教より依て、急ぎて信心決定をべし、自力他力優劣得失を論ずること勿れ

第九條 三界無安如幻草露の身なれば、何れ捨べき命なり、捨る處を急ぎて決定をべし、名利有漏の波浪より沈めん、五欲六塵の糞土よ拋めん、我れハ思ふ、何

れ捨べき命なれば、佛法無漏の大海上放擲をべしと、惜め共惜み遂ぐべき命あらざるう故より急ぎて決定をべし、南無皈依三寶

第十條 可懼々々恐るべきものハ因果なり、微塵も昧をして勿れ、毫釐も欺くと勿れ、因果を昧し因果を欺く時ハ、安心決定を妨げ臨終正念を得ると難し、若く誤て昧し謬て欺くときハ、業障懺悔をべし、自ら覆ひ自ら飾ふと勿れ、生死事大、無常迅速時不待人可慎可慎

吾宗の自力安心、如是よりて他力を假らば、他土の往

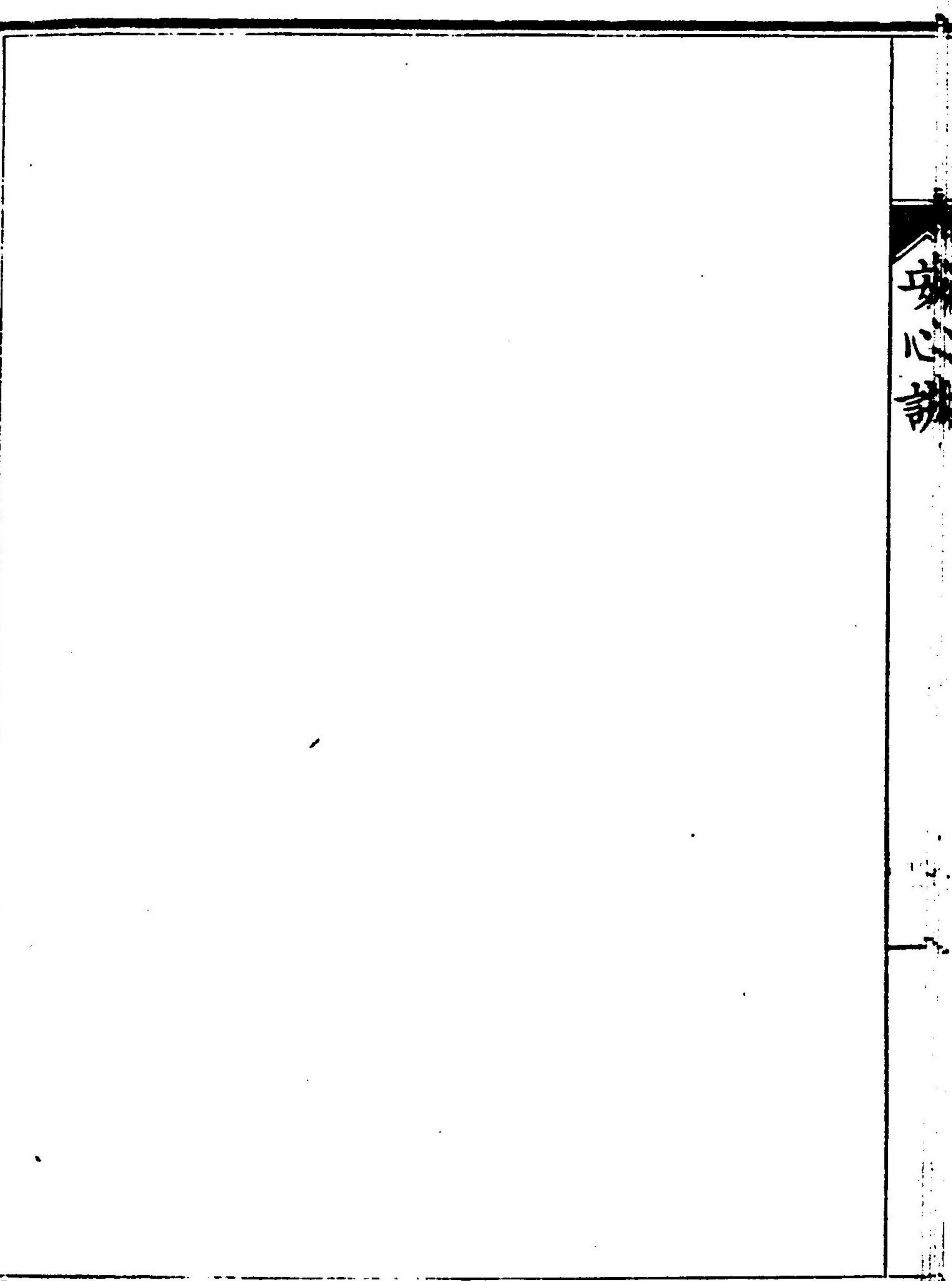
安心講

生やを求めらば直下成佛の理、迅速向上なるとを頓ま悟きるゝと虽も、今身此娑婆世界やに住まるを以て其心性弱すふよにて信心成就よ一難よーと謂いひ、信心欲退きみよを者ハ專まら西方極樂世界阿彌陀佛を念ねんじて、彼の淨土よ生まるとを願ねがふべし、然れバ則ち自力の徒たうハ止觀理入きを正道よとして、他力の淨土門もんを助道よしともべし、又他力の淨土門もんを正道よとして、自力の止觀理入きを助道よしとする人あり、相あひ助成よしとして菩提の道よ入ると古人の例たとあり、妨さげなあふまべし、俱ともは是れ佛說修多羅おほらの法あれバ、自宗他宗の僻論へきるんを爲つくして相あ誹謗ひほくると勿れ、一代藏經よしハ

吾わケ西天の初祖摩迦加葉尊者まかやそんしゃの佛付囑ふくわくふよと、吾宗ハ佛法の總府とうふなり、とハ天童淨祖及び吾宗祖の示誨しねいハあらずや、故ゆゑハ吾宗徒むしゆハ一經いつき一論いつるんよ偏倚へんいまると勿れ、今此の安心訣けつを編へんまるの意ハ専まことにら初學の隨徒ずいて及び在家信者の爲ためよ記きをるを以て、簡單卑近たんげんひきんを要もちとす、囑まわするもの諒焉りょうがん。

安心訣終

新心譲



明治廿六年二月五日印刷
明治廿六年二月廿日出版

定價金八錢

編輯者

西有惠觀

西

有

惠

觀

神奈川縣相模國
足柄下郡吉濱村

今村金治郎

東京市芝鬼愛宕下町
四丁目東壹番地

版權

印刷者
發行者

發行所

鴻盟社

企所

